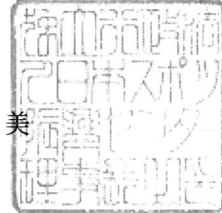


日ス振支企第12号

平成30年4月20日

特定非営利活動法人おにし文化スポーツネット 理事長 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
理事長 大東 和美



平成30年度スポーツ振興くじ助成金交付内定通知書

標記助成金については、下記のとおり交付することに内定したので通知します。

については、別に指示する独立行政法人日本スポーツ振興センター所定の誓約書を作成し、平成30年6月29日までに提出してください。

なお、期限までに提出されない場合又は提出された誓約書等に不備がある場合は、交付決定を行わないこととなりますので、御留意願います。

記

- 1 助成金の交付内定額は、1,495,000円とする。  
なお、交付の対象となる事業及び額の内訳は別紙のとおりとする。
- 2 助成金の交付決定は、誓約書及び平成29年度財務諸表に基づき審査の上、通知する。
- 3 助成金の交付の対象となる事業の実施に当たっては、交付要綱及び関係規程の定めるところに従い、支出等に当たっては、公正かつ効率的執行に努めること。

## 交 付 内 定 額 内 訳 表

(単位：円)

助成区分 事業細目名 事業名	助成対象 経費限度額	交付内定額
総合型地域スポーツクラブ活動助成 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化 特定非営利活動法人おにし文化スポーツネット活動基盤強化事業	1,061,255	955,000
総合型地域スポーツクラブ活動助成 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業	600,000	540,000
合計	1,661,255	1,495,000

スポーツ振興くじ助成金に係る交付決定（内定）額の算定について

助成事業者名	特定非営利活動法人おにし文化スポーツネット
助成区分	総合型地域スポーツクラブ活動助成
助成事業細目	総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化
事業名（クラブ名）	特定非営利活動法人おにし文化スポーツネット活動基盤強化事業

平成 30 年度スポーツ振興くじ助成事業の審査結果は以下のとおりです。

詳細については、同封の収支予算書等をご確認ください。

助成対象経費限度額	1,061,255 円
助成対象額	955,000 円
評価	A
配分割合	100%
<b>交付決定（内定）額</b>	<b>955,000 円</b>

※助成対象額は、助成対象経費限度額に助成率を乗じて算出しています。ただし、助成事業者の申請内容（助成事業者の自己負担額が千円未満の場合等）によっては、助成率を乗じた額にならない場合があります。

※評価については、『平成 30 年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引』に記載の、「審査の視点」の各項目を点数化し、スポーツ振興事業助成審査委員会において審議された配分基準に基づく評価及び配分割合（当センターHP参照）により、交付決定（内定）額を算出しています。

評価A：100%

評価B：80%

※個別の評価詳細については、お問い合わせをいただいてもお答えできませんので予めご了承ください。

※助成金の確定額（事業終了後）を算出する際には、最終的な助成対象経費限度額に助成率を乗じた額と、交付決定額のいずれか低い額を確定額とします。再度、上記配分割合を乗じることはありません。

スポーツ振興くじ助成金に係る交付決定（内定）額の算定について

助成事業者名	特定非営利活動法人おにし文化スポーツネット
助成区分	総合型地域スポーツクラブ活動助成
助成事業細目	総合型地域スポーツクラブマネジャー設置
事業名（クラブ名）	総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業

平成 30 年度スポーツ振興くじ助成事業の審査結果は以下のとおりです。

詳細については、同封の収支予算書等をご確認ください。

助成対象経費限度額	600,000 円
助成対象額	540,000 円
評価	A
配分割合	100%
<b>交付決定（内定）額</b>	<b>540,000 円</b>

※助成対象額は、助成対象経費限度額に助成率を乗じて算出しています。ただし、助成事業者の申請内容（助成事業者の自己負担額が千円未満の場合等）によっては、助成率を乗じた額にならない場合があります。

※評価については、『平成 30 年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引』に記載の、「審査の視点」の各項目を点数化し、スポーツ振興事業助成審査委員会において審議された配分基準に基づく評価及び配分割合（当センターHP参照）により、交付決定（内定）額を算出しています。

評価A：100%

評価B：80%

※個別の評価詳細については、お問い合わせをいただいてもお答えできませんので予めご了承ください。

※助成金の確定額（事業終了後）を算出する際には、最終的な助成対象経費限度額に助成率を乗じた額と、交付決定額のいずれか低い額を確定額とします。再度、上記配分割合を乗じることはありません。